

令和6年度

保健医療福祉調整本部の 概要について

宮崎県高鍋保健所
総務企画課



科 発 0722 第 2 号
医 政 発 0722 第 1 号
健 発 0722 第 1 号
薬 生 発 0722 第 1 号
社 援 発 0722 第 1 号
老 発 0722 第 1 号
令 和 4 年 7 月 22 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省 大臣官房厚生科学課長
医 政 局 長
健 康 局 長
医 薬・生活衛生局長
社 会・援 護 局 長
老 健 局 長
(公 印 省 略)

大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について

大規模災害時の被災者に対する保健医療活動に係る体制については、これまで、「災害時における医療体制の充実強化について」（平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知。以下「平成24年医政局通知」という。）及び平成28年熊本地震に係る初動対応検証チームにより取りまとめられた「初動対応検証レポート」（平成28年7月、平成28年熊本地震に係る初動対応検証チーム）により整備がなされてきたところである。

このような中、各都道府県において大規模災害時の保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部が設置されているところである。

その中で、令和3年防災基本計画及び厚生労働省防災業務計画に災害派遣福祉チーム（以下「DWAT」という。）等の整備について追加された。また、令和3年度厚生労働科学研究の「災害発生時の分野横断的かつ長期的ケアマネジメント体制構築に資する研究」において、保健医療のみでは福祉分野の対応ができず、保健・医療・福祉の連携が重要であるとされたことを踏まえ、保健医療調整本部を「保健医療福祉調整本部」としたところである。

宮崎県保健医療福祉調整本部設置要綱

令和4年11月11日

福祉保健部福祉保健課

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎県保健医療福祉調整本部（以下「保健医療福祉調整本部」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保健医療福祉調整本部の設置)

第2条 宮崎県災害対策本部条例（昭和37年宮崎県条例第21号。以下「条例」という。）第1条に規定する宮崎県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が設置される場合又は福祉保健部長が必要と認める場合は、災害対策本部福祉保健対策室に保健医療福祉調整本部を設置する。

(保健医療福祉調整本部の組織)

第3条 保健医療福祉調整本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長には福祉保健部長を、副本部長には福祉保健部次長（福祉担当）及び福祉保健部次長（保健・医療担当）を、本部員には前条に定める業務を行うために必要な職員をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代理する。
- 4 本部長は、保健医療福祉調整本部に、県災害医療コーディネーター、保健医療福祉活動チームを所管する関係機関の連絡調整担当者その他必要と認める者を置くことができる。

保健医療福祉調整本部の概要

1. 目的

大規模災害時の保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に係る情報の連携、整理及び分析等の総合調整を行う。

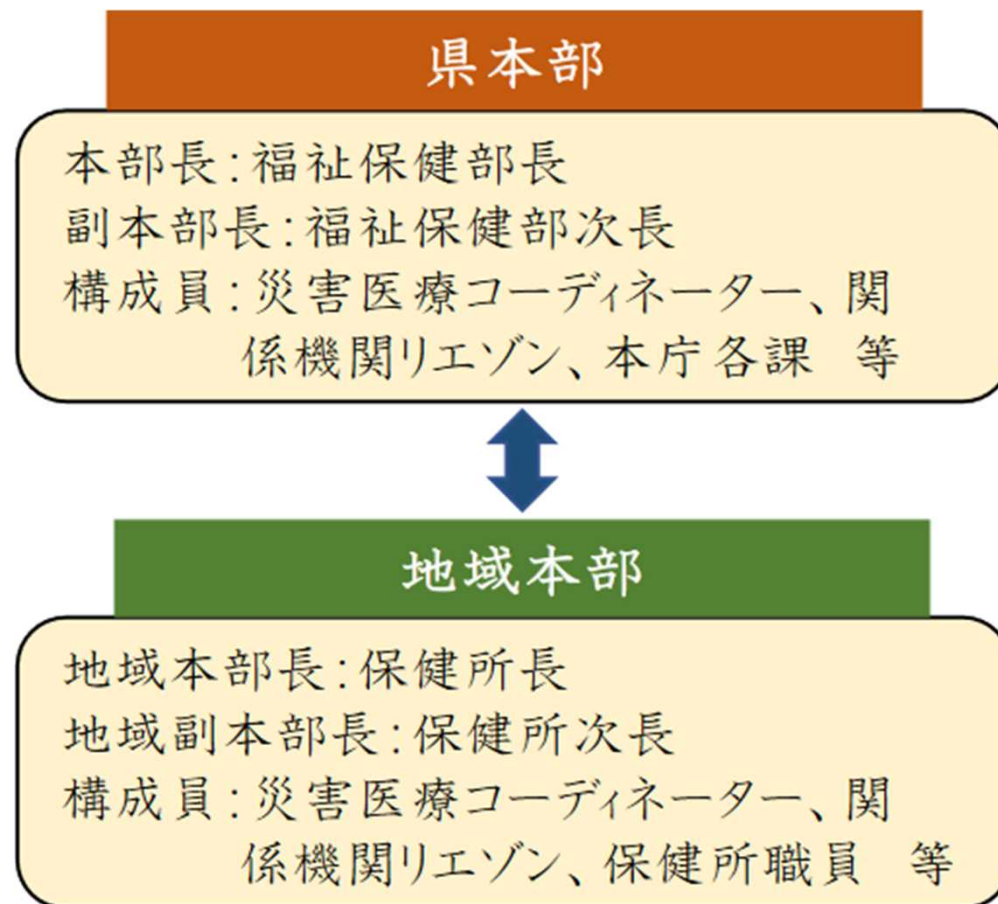
2. 設置・体制

1 県保健医療福祉調整本部の設置

県災害対策本部が設置される場合又は福祉保健部長が必要と認める場合に県本庁に設置する。

2 地域保健医療福祉調整本部の設置

現地災害対策本部が設置される場合又は本部長が必要と認める場合に被災保健所に設置する。



3. 業務内容

(1) 保健医療福祉活動チームの派遣調整

各支援チームに対する指揮・連絡、当該支援チームの保健所等への派遣の調整を行う。

(2) 保健医療福祉活動に係る市町村や関係機関との情報連携

支援チームの活動内容、収集した被害状況、被災地の保健医療福祉ニーズ等について、市町村や関係機関と情報共有を行う。

(3) 保健医療福祉活動に係る情報の整理・分析

各保健所が整理及び分析した情報の取りまとめを行い、保健医療福祉活動の総合調整を行う。

※地域本部も各地域において同様の事務を行う。

災害時の保健医療福祉体制

宮崎県災害対策本部（県庁）（本部長：知事）

福祉保健対策室
（本部長：福祉保健部長）

宮崎県保健医療福祉調整本部
（本部長：福祉保健部長）

総合対策部
（本部長：危機管理統括監）

保健医療福祉関係機関等

県災害医療コーディネーター
（超急性期は統括DMAT）

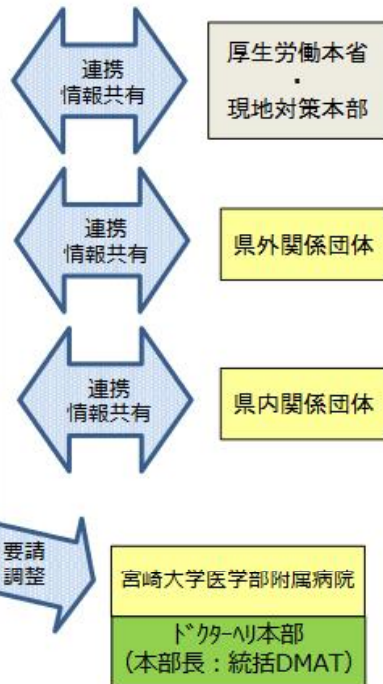
県DMAT調整本部
（本部長：統括DMAT）

- 県医師会リイッソ
- 県歯科医師会リイッソ
- 県薬剤師会リイッソ
- 小児周産期リイッソ
- 県透析医会リイッソ
- 日赤救護班
- 県看護協会リイッソ
- 統括保健師
- 管理栄養士
- DMAT
- DPAT
- JRAT
- DWAT
- DHEAT
- ほか

- 総括班
- 情報・連絡調整班
- 災害医療・保健班
- ...
- 救助対応班（ヘリ運用G）

本庁各課

- 医療政策班
- 薬務対策班
- 衛生管理班
- 健康増進班
- 感染症対策班
- 障がい福祉班（=県DPAT調整本部）
- 長寿介護班
- 指導監査・援護班
- 子ども政策班
- 国民健康保険班
- 福祉保健班



情報共有
要請/支援

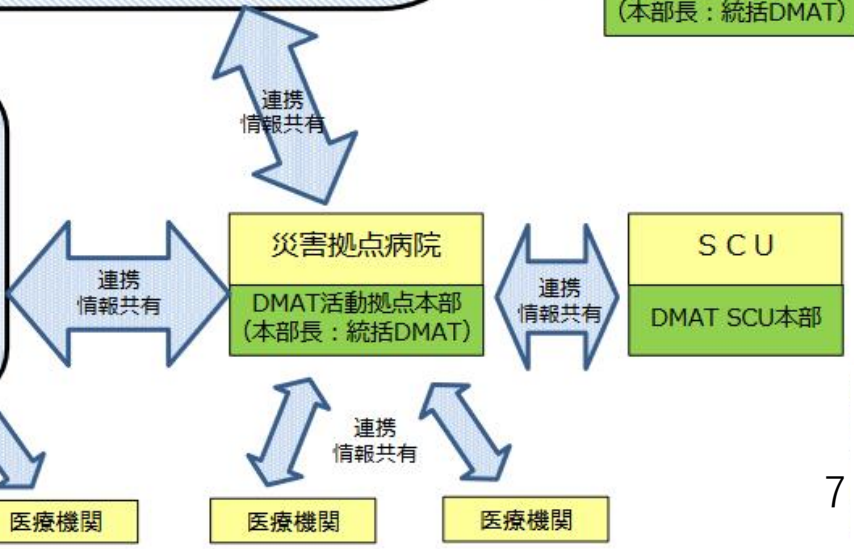
地方支部（西臼杵支庁・農林振興局）（支部長：農林振興局長）
／現地災害対策本部（支部長：総務部次長（財務担当））

地域保健医療福祉調整本部
（本部長：保健所長）

地域災害医療コーディネーター
（超急性期は統括DMAT）

地域災害医療対策会議（構成員：保健所、地域災害医療コーディネーター、
郡市医師会・薬剤師会・歯科医師会、看護協会、獣医師会、消防本部、市町村関係課 等）

- 保健医療福祉活動チーム
- DMAT
- JMAT
- DPAT
- JDAT
- JRAT
- DWAT
- DHEAT
- 保健師チーム
- 管理栄養士チーム
- ほか



情報共有
要請/支援

市町村

- 避難所
- 避難所

情報共有
要請/支援

市町村

- 避難所
- 避難所

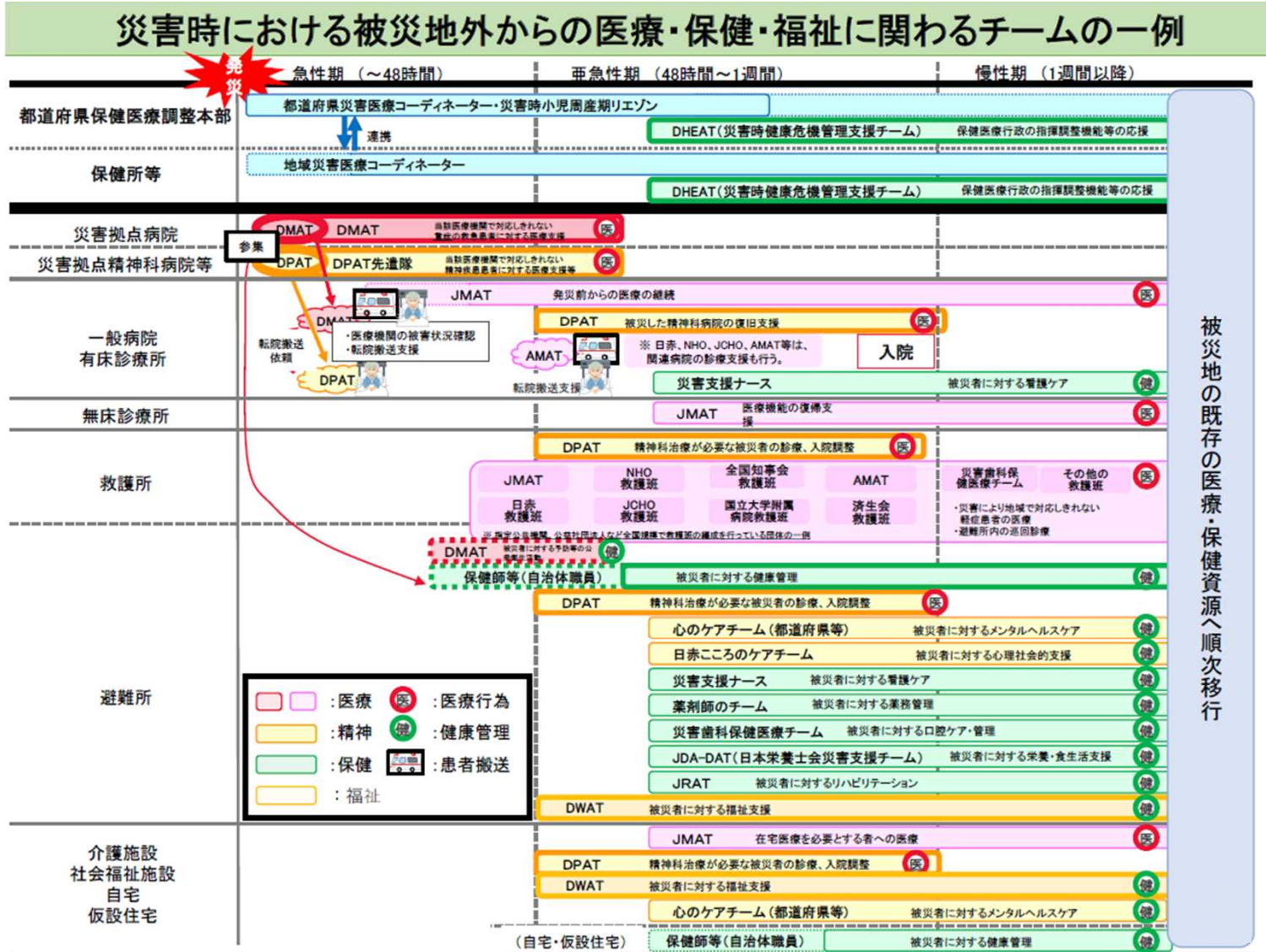
連携
情報共有

医療機関

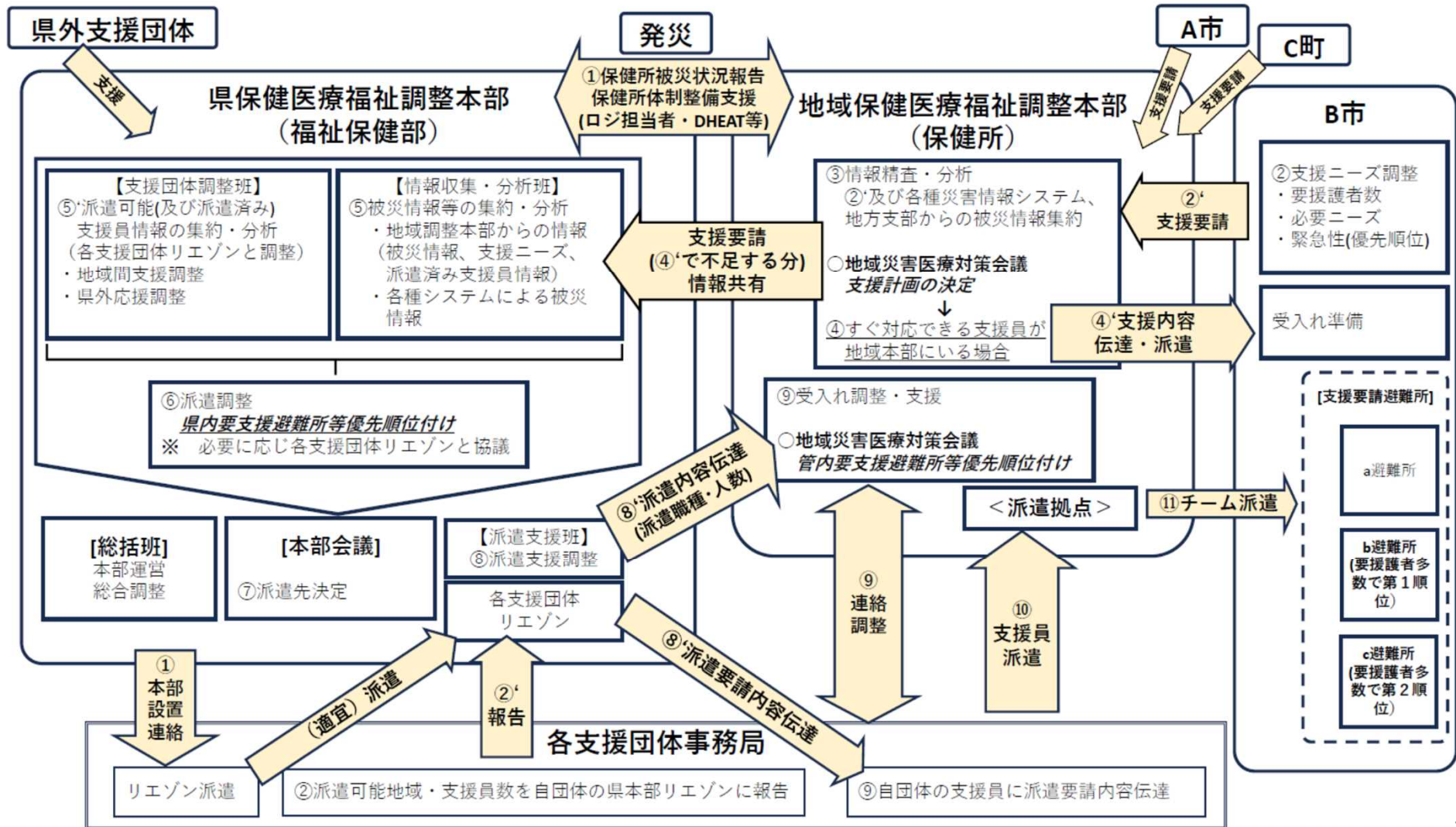
4. 保健所の役割

- 1 保健所機能の確認
 - ・ 来所者及び職員の安全確保・安否確認
 - ・ 所内被害状況の確認、働く環境の整備 等
- 2 地域保健医療福祉調整本部の立ち上げ・運営
 - ・ 地域保健医療福祉調整本部を立ち上げ、関係機関へ連絡
- 3 県保健医療福祉調整本部への報告
 - ・ 地域保健医療福祉調整本部立ち上げの報告
 - ・ 適宜、情報共有の連絡
- 4 市町村や関係機関からの情報収集
 - ・ 情報共有システムからの情報収集、電話等での聞き取り
- 5 地域保健医療福祉調整本部会議の開催
 - ・ 関係機関を集め、会議開催
 - ・ 県保健医療福祉調整本部への要請・支援受入れ調整

災害時における被災地外からの医療・保健・福祉に関わるチームの一例
 (出典：第3回医療・保健・福祉と防災の連携に関する作業グループ資料(令和2年1月17日 厚生労働省大臣官房厚生科学課))

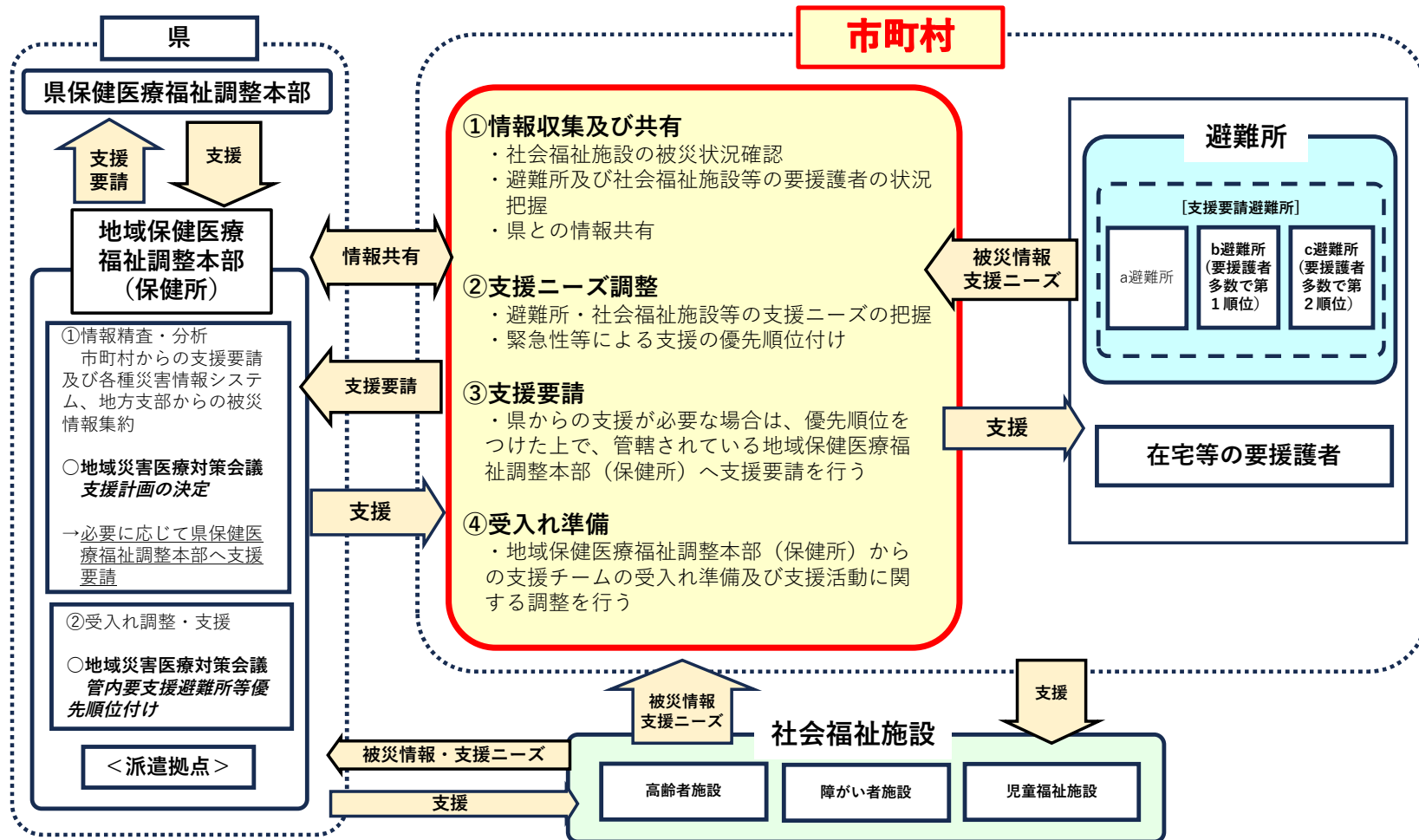


支援チーム派遣までの流れ～亜急性期・慢性期～（避難所・要支援者支援）



市町村の役割

県外や県内からの保健、医療、福祉に関する支援チームを市町村に派遣するために必要な情報収集や地域保健医療福祉調整本部（保健所）との連携



宮崎県保健医療福祉調整本部関係機関等一覧 ①

(参考)

名称	主な役割	活動場所	所管課
県災害医療コーディネーター	県、保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行う。	本部	医療政策課
地域災害医療コーディネーター	被災地域における上記業務を行う。	被災地域	医療政策課
DMAT調整本部	情報収集、DMATの派遣調整等を行う。	本部	医療政策課
DMAT:災害派遣医療チーム (Disaster Medical Assistance Team)	医師、看護師、救急救命士やその他のコメディカル・事務員等で構成され、大規模災害や事故等の現場において、災害発生初期に医療・救護活動を行う。	被災地域 (災害拠点病院)	医療政策課
DPAT調整本部	情報収集、DPATの派遣調整等を行う。	本部	障がい福祉課
DPAT:災害派遣精神医療チーム (Disaster Psychiatric Assistance Team)	精神科医や看護師、業務調整員を基本に構成され、大規模災害などで被災した精神科病院の患者への対応や、被災者のPTSDを初めとする精神疾患発症の予防等の支援を行う。	被災地域 (避難所等)	障がい福祉課
県医師会リエゾン	被災地域の医療を支援するために、被災地域内外の医師会や関係医療団体と連携するとともに、JMAT・JMAT宮崎の派遣調整を行う。	本部	医療政策課
JMAT:日本医師会災害医療チーム (Japan Medical Association Team)	被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療や地域包括ケアシステムの再生・復興支援を行う。	被災地域 (避難所等)	県医師会

宮崎県保健医療福祉調整本部関係機関等一覧 ②

名 称	主な役割	活動場所	所管課
県歯科医師会リエゾン	避難場所及び災害現場等に設置される救護所において歯科医療救護活動を行う「歯科医療救護班」やJDAT派遣要請の調整を行う。	本部	健康増進課
JDAT：日本災害歯科支援チーム (Japan Dental Alliance Team)	地域歯科保健医療専門職により、災害発生後おおむね72時間以降の緊急災害歯科医療や避難所等における口腔衛生を中心とした公衆衛生活動支援を行う。	被災地域 (避難所等)	県歯科医師会
県薬剤師会リエゾン	救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導等を行う「薬剤師班」の派遣調整を行う。	本部	薬務感染症 対策課
小児周産期リエゾン	宮崎県災害医療コーディネーター等と連携し、小児周産期医療に関する調整業務を行う。	本部	健康増進課
県透析医会リエゾン	病院等と連携し、透析医療に関する調整業務を行う。	本部	健康増進課
日赤救護班	国、地方公共団体等と連携を図りながら、災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を行う「災害救護活動」の調整を行う。	本部	医療政策課
災害支援ナース調整グループ	情報収集、災害支援ナースの派遣調整等を行う。	本部	医療政策課
災害支援ナース	被災医療機関等における看護業務及び避難所等における避難住民の健康相談、健康管理業務等を行う。	被災地域 (被災医療機関、 避難所等)	医療政策課
県看護協会リエゾン	災害支援ナースの派遣調整等に係る助言及び支援を行う。	本部	医療政策課

宮崎県保健医療福祉調整本部関係機関等一覧 ③

名 称	主な役割	活動場所	所管課
統括保健師	被災地管轄保健所、被災市町村からの要請に基づき、保健師チームの応援に関し必要な調整を行う。	本部	健康増進課
保健師チーム	被災保健所の要請内容に応じ、被災保健所、避難所等において活動を行う。	被災地域 (保健所等)	健康増進課
管理栄養士リエゾン	市町村等と連携して、指揮・連絡、避難所等への管理栄養士チームの派遣調整を行う。	本部	健康増進課
JDA-DAT:日本栄養士会災害支援チーム (Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team)	被災保健所の要請内容に応じ、避難所等において栄養管理支援活動を行う。	被災地域 (市町村、避難所等)	健康増進課
管理栄養士チーム	被災保健所の要請内容に応じ、避難所等において栄養管理支援活動を行う。	被災地域 (市町村、避難所等)	健康増進課
JRAT:災害リハビリテーション支援チーム (Japan Disaster Rehabilitation Assistance Team)	保健医療専門職等で構成され、生活不活発病予防等を行う。	本部 被災地域(避難所等)	長寿介護課
DWAT:災害派遣福祉チーム (Disaster Welfare Assistance Team)	民間の福祉専門職で構成され、二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者(高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者等)に対する福祉支援を行う。	本部 被災地域(避難所等)	福祉保健課
DHEAT:災害時健康危機管理支援チーム (Disaster Health Emergency Assistance Team)	公衆衛生医師、保健師等で構成され、被災都道府県の保健所業務支援等を行う。	本部 被災地域(避難所等)	福祉保健課